

62  
2494

法學博士 末岡精一 講述

行政裁判法 完



日本法律學校編輯部



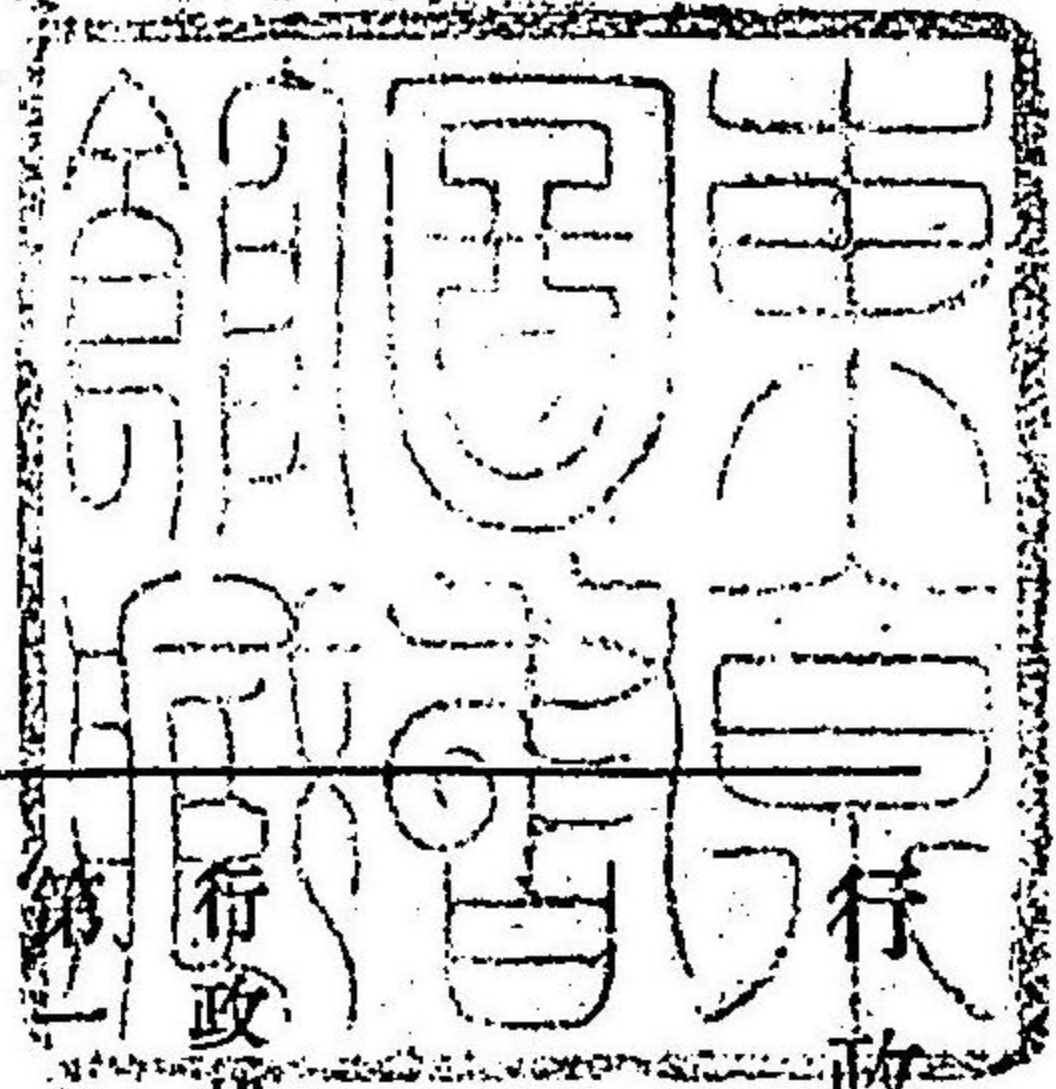
行政裁判法講義

目次

第一章	行政裁判の定義	一頁
第二章	行政裁判の組織	一
第三章	行政裁判所の権限	二〇
第四章	行政裁判の手續	四七

目次終

行政裁判法目次



行政裁判法講義

法學博士 末岡精一講述

第一章 行政裁判の定義

第一節 行政裁判の定義に二種あり

通常の司法裁判所に於て裁判を爲すと特別の行政裁判所又は行政機関に於て裁判を爲すに拘はらず總へて行政法に關して起る争を専ら法の争として裁決するもの之を行政裁判と稱す此定義に依れば法の性質に依て行政裁判を分つものなれば通常の司法裁判所の爲す裁判と雖も尙ほ行政裁判たることなきにあらす例へは英國及び伊國に於ては特別の裁判所を設けず行政法に關する裁判も通常司法裁判所之を掌り唯た行政法に關して起る裁判を特に行政裁判と稱するに過ぎず而して又純粹の行政機関か行政法に關して起る争を判決すと雖も尙ほ之を行政裁判と稱す尤も其裁決は一定の訴訟手續と裁決の効力に依りて一般の行政處分と判然

たる差別あるを要す

第二 行政裁判とは行政法に關して起る争の裁判にして特別の行政裁判所の管轄に屬するものを云ふ通常我國にて行政裁判と稱し又は佛國に於て行政裁判と稱するは此定義に依りたるものあり

次に行政裁判の目的は一個人又は各種法人の權利に關する行政機關の權力應用の限界の争を裁定し行政法に基く處の權利を保護し又は一個人若くは各種法人の間に行政法に關して起る處の争を裁決し又は一定の者の權利に關せず汎く行政法の實行を強制し公共の利益を保護するに在り而して行政機關の關涉に對し行政法に基く處の權利を保護するを以て行政裁判の主たる目的とす其實例甚だ多しと雖も今茲に之を省畧す

一個人又は各種法人の間に起る行政法に關する争とは例へば市町村の境界に關する争に付き一定の訴願手續を経過し行政裁判所に出訴し得るの類を云ふ又一定の者の權利に關せず汎く行政法の實行を強制し公共の利益を保護するは其實例甚だ少しと雖も我國の現行法に於ては其實例亦

きにあらず蓋し此種類の裁判は幸國に於て改進したるものにして我國の現行法も亦之を採用せり例へば市制第六十五條町村制第六十八條及び郡制第七十五條に於て市町村長又は郡長か府縣參事會の裁決に服せず行政裁判所に出訴したる時に行政裁判所之を裁判するは市町村長又は郡長の權利を保護するを以て目的と爲すにあらず行政法規の實行を強制し公共の利益を保護するを以て其目的と爲すものあり

是より參照の爲めに英佛、伊、各國の行政裁判と通常の司法裁判との關係を述ふへし

英伊兩國に於ては行政法に關して起る争の裁判も亦た通常の裁判所の管轄に屬ず而して英國に於ては上級上級とは上級官衙を云ふに於ては司法の職權と行政の職權とは大體分離し行政裁判の事件は通常の司法裁判所の職權に屬す然れども英國の制度は歴史的の進歩に基きたるものにして論理的に依り一時に制定したるものにあらず故に現今尙ほ上級の處に於ても外形上行政の職權と裁判の職權とを合併し又は立法の職權と裁判の

職權を同一の機關に於て掌る場合あり例へば樞密院か或事項に依り裁判權を有し又貴族院か貴族裁判所一種の高等裁判所及び一種の控訴裁判所たるの地位を有するか如きは是あり而して是れ歴史的の成立に基きたるものなれば其制度の外形尙ほ存すと雖も實際は裁判は純粹の裁判官たる者及び裁判官たるの資格を有する者之を掌るか故に行政の職權又は立法の職權を以て裁判の職權に干渉することあり而して又中級以下の處に於ては近來迄は裁判の職權と行政の職權は同一の機關即ち治安裁判官之を掌りしを以て或公法家は伊國と英國は行政裁判の點に於て其制度を異にすと論する者あれども英國に於ても現今地方制度の改正に依り漸次に行政の職權と裁判の職權と差別を爲し特に千八百八十八年州會を設置し從來治安裁判官に屬せる事項中行政事項の性質を有するものは之を州會の職權に屬せしめたり故に現今英國及び伊國に於ける行政の職權及び行政裁判所の職權と通常裁判所の職權の差別は大體同一ありとす

伊國に於ては千八百六十五年の法律を以て行政法の裁判事件は總へて通

常裁判所の職權に屬せしめたり故に通常裁判所は一私人の私法上の訴訟及び國家行政機關の行爲に關する公法上の訴訟事件を問はず總へて之を裁決するの權を有せり尤も行政法に關して起る處の裁判に付ては迅速の手續に依るの特例を設けたり而して又訴訟の爲めに公共の利益を保護する行政機關の執行を停止せず

佛國に於ては革命以前に既に行政の職權と通常裁判所の區別成立し行政の行爲に付て起る事は行政權の管轄に屬し通常裁判所は之れに干渉する能はざるものとせり而して革命の時に際して三權分離の主義を採用し行政權と裁判權は各々分離獨立して相干渉すべからずとし行政の行爲に關して起る争は行政の職權に屬すべきものにして通常裁判所の管轄に屬すべきものにあらすとす故に行政裁判所と通常裁判所の職權の區別及び限界も亦三權分離主義に基き總へて行政の行爲に關する争は行政裁判所の管轄に屬すべきものとす

次に李國の制度に付て述へんとす從來獨逸各邦に行はれたる數種の制度

及び學説は現今學國行政裁判の制度に勢力を及ぼしたるは事實上疑なきことされは余は先づ其制度學説の最も著しきもの、要領を述ふへし  
獨逸に於て古來より汎く行はれたる制度に依れば公法は治者被治者間の權利義務を定めたるものにして固と私法と同一性質のものなれば行政裁判も亦雙方の權利義務に付て起る争を裁決するものにして其性質私法の裁判と異なることあり而して此制度の主義を主唱したる學者中最も著しきものはベール氏にして氏は其著書中に於て行政裁判は他の裁判と異なることあり國法は一種の組合法にして治者被治者間の權利を定めたるものなれば此權利義務に付て起る裁判も亦通常裁判所の職權に屬すべきものありと論述せり

或公法家の説に依れば公法は前述せる如く治者被治者相互間の權利義務を定めたるものありと云へり然れども公法上の權利は貨物を以て其目的と爲さずと雖も私法は人事法を除くの外皆貨物を以て權利の目的と爲す故に此兩法間に自然區別なきにあらす即ち治者被治者間の關係を定め

貨物を以て其權利の目的と爲さるものは皆公法に屬す而して又裁判官か公法及び私法に熟練するとは望み難きことなれば公法の裁判は公法々理及び行政の事務に練達せる者を以て組織したる特別の行政裁判所に屬せざるへからす

佛國に行はるゝ三權分離主義を基礎とする行政裁判の制度も亦獨逸各邦中大邦及び中邦に行はれたり此制度は既に述べたる如く三權分離を以て立憲政の大原則とし司法權をして行政に干渉せしめず行政裁判は行政權に屬すべきものとするに在り此主義は五十年前に在ては學説に於ても最も勢力ありしか現今に至ては此主義を主張する者なし

現今獨逸の學説の傾向は行政法の性質を根據とし行政裁判は特別裁判所の管轄に屬すべきものとするに在り而して多くの學者中最も著しきは羅馬の民法にて進歩したる權利の定義を以て公法を説かんとするに在り此等の學者の説に依れば權利は雙方同一の支配權の下に立ち對手の意思に反して有し得るものなれども國家統治權の下に在る被治者は其支配者た

る國家に對して權利を有すべきものにあらす國家人民間には唯た支配の關係を定むる法則あるのみ而して此法則より權利を生ずることありと雖も是れ行政法の要點にあらす行政裁判は民事裁判に於けるか如く權利義務に付き裁判を爲すものにあらす唯た法則の實行を目的とするものあり而して刑法は私法の如く一個人雙方の權利義務を定むるものにあらす故に刑法も亦行政法の如く一の法則にして刑事裁判は此法則を強行するものありと雖も刑事裁判には法則の強行に伴ふ處の刑罰を科するも行政裁判は唯た法則の實行を強制するに止まる是れ行政法の刑法と異なる要點あり而して行政裁判は行政法上の争を裁決し行政機關の行爲に對し行政法の法則を適用するか故に法理上行政裁判は行政の行爲を監督するものあり而して此の如く行政裁判は行政の監督として必要なるか故に之を特別の裁判所に屬すべきものなり若し之を通常裁判所に屬せしめんが行政の組織を破壊するに至らん幸國に於ては或場合に行政裁判に屬すべき事項を通常裁判處の管轄に屬することありと雖も是れ例外にして幸國の立

法は此例外の方向を採るものにあらす

幸國現行行政裁判の制度及び行政裁判と通常裁判の關係は前に述べたる從來の制度及び學說の一に基きたるものにあらす是等の制度及び學說は皆多少現今の制度及び行政裁判と通常裁判の關係に勢力を及ぼしたるものにして是等の制度及び學說の結果と云ふを得へし我國現行行政裁判の制度の如きは一個の主義又は學說に基きたるものにあらず元來我國に於て始めて行政裁判を司法裁判より區別し特別の手續を設けたる理由は司法權を行政權に干渉せしめざるに在ること事實上明瞭なり然れども現行行政裁判所の組織權限及び通常裁判所との關係は獨逸の學說及び幸國の現行制度を參照して定めたるものにして其理由は漸次之を講述すへし

明治五年司法省第四十六號達を以て地方裁判所に對し訴訟を提起せんとする者は通常裁判所に訴狀を差出さしめて裁判を爲せり然るに地方官を相手取る訴訟一時に増加し其結果司法官が行政官に干渉するの弊害を生

したり故に明治七年司法省第二十四號達を以て始めて行政裁判所の名稱を設け自今地方官を相手取る訴訟は司法省に具狀し司法省より太政官に申稟せしめたり然れども未だ特別なる行政裁判所を設くるに至らざりし其後大政官の指令及び司法省の達指令に依り郡區戸長を被告とする訴訟は始審裁判所に提起せしめ府縣知事以上を被告とする訴訟は控訴院に提起せしむることゝ定めたり而して裁判所は其訴訟を受理すへきや否やに付き先づ之を司法省に具狀し司法省は之れに意見を付して閣議に提出し内閣の裁定を請はしめ又之れか裁判を爲すに付ても内閣の裁定を要せり而して明治二十二年六月法律第十六號を以て市制町村制に依り當分の中内閣に於て行ふべき行政裁判は現行行政裁判手續に従ひ控訴院に於て受理審問し内閣の裁定を経て判決を言渡すことゝ定めたり然るに憲法第六十一條に於て行政官廳の違法處分に依り權利を傷害したりとの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへき者は司法裁判所に於て受理するの限にあらすと定められたるか故に此通則に従ひ現今の

行政裁判法を制定するに至りたり

## 第二章 行政裁判の組織

行政裁判事件を通常裁判所の管轄に屬せざる國に於ても其組織に付て差異なきにあらす單に一個の行政裁判所を設置する國あり又中央行政裁判所の外に地方行政機關をして行政裁判を掌らしむる國あり又行政法に付て起る訴訟は三權分離獨立の主義に依り總へて行政權の管轄に屬すへきものとして行政機關を以て數級の行政裁判所を設くる國あり今參照の爲めに幸佛兩國組織の要點を述べんとす

幸佛兩國に於ては中央行政裁判所の外地方に下級行政裁判所を設置せり而して佛國に在ては中央及び地方行政裁判所共に行政機關を以て之を組織すと雖も幸國に於ては中央行政裁判所は獨立不羈の資格を有する判事を以て組織すること猶ほ通常裁判所の組織に於けるか如し而して地方下級の行政裁判所は行政機關を以て組織すること猶ほ佛國の如しと雖も佛國と幸國とは其組織の性質に於て多少の差異なきにあらす故に今先づ幸



佛兩國地方行政裁判所の組織を述べ次に中央行政裁判所の組織の要點を述べ終りに我國行政裁判所の組織に付て述べんとす

佛國に於ては縣參事會を以て地方行政裁判所とす然れども縣參事會員は行政官吏にして大統領之に任免するを以て不羈獨立の地位を有せず即ち佛國にては不羈獨立の資格を有せざる行政官吏をして傍ら行政裁判を掌らしめ其他尙ほ會計検査院各種の教育參事會及び徵兵參事會の類を以て特種の行政裁判所とす

宇國の地方行政裁判所は郡參事會及び縣參事會を以て組織す然れども宇國の郡參事會員は其參事會の議長たる郡長を除き其他の會員は皆郡會の選舉にかゝる故に其任期間は行政の都合に依て隨意に任免するを得ず即ち會員は行政に對して獨立の地位を有す又縣參事會員中二名は官吏なれども其中一名は判事たるの資格を有する者他一名は高等行政官たるの資格を有する者を以て任す共に終身官あり此他四名の會員ありて州會の選舉にかゝる此參事會員の議長は縣知事之を兼ね

右述べたる如く宇國の郡參事會は一般の行政に參與するの外自治の事項を自から執行するの自治機關あり縣參事會も亦一般の行政に參與するの機關にして此兩機關共に行政裁判事件を兼ね掌どり獨り行政裁判の爲めに設けたる機關にあらざる點に至ては佛國の縣參事會と異ならずと雖も其組織に於て緊要ある差異あり第一佛國の縣參事會員は行政官吏にして獨立の地位を有せざるも宇國の郡參事會及び縣參事會員は行政に關しては獨立の地位を有す第二佛國の縣參事會員は自治機關にあらざるも宇國の郡參事會員は自治の機關たり此二個の組織上の差異よりして兩國行政裁判の制度に著しき差異ありと云はざるへからず

次に幸佛兩國の中央行政裁判所の要點を述べんに

佛國にては參事院の一部を以て中央行政裁判所とし専ら此一部に行政裁判事件を掌らしむ但し公開を要せざる一定の訴訟事件を除き其他の行政裁判は參事院の各部議官の一定の人數の集會に於て裁判す參事院の議官は大統領の任命するものにして之を轉免するには内閣の議決を要す而

して議官は總へて有給の官職を兼ねるを得ざるものとす此二條件の外其他地位の不羈獨立を保つ爲めに必要な條件の設なし

此の如く佛國にては中央の行政裁判所も亦中央の行政機關を以て組織すと雖も李國にては中央裁判所は通常裁判所の如き不羈獨立の地位を有する判事を以て之を組織す即ち行政裁判所判事は通常裁判所判事たるの資格を有する者及び高等行政官たるの資格を有する者の中より内閣の上奏に依り國王の任命する終身官にして通常裁判所の判事に兼職を許す場合と同一の場合にあらざれば兼職を得ざるものとす是れ大なる差異ありとす

次に我國行政裁判所の組織に付て述へんに  
我國にては李佛兩國の如く通常裁判所の外行政裁判所を設置すること既に歴史上成立したる主義にして憲法に於ては單に此主義を確認したるに過ぎず

又我國にては法律を以て行政裁判所の組織定め李佛兩國の如く數級の

裁判所を設置せず埃國の如く唯一の裁判所を東京に設けたり然れども此の如く一の行政裁判所を置き法律勅令に特別ある規定あるものを除く外地方行政廳に訴願し其裁決を経たるものに限り行政訴訟を提起することを得故に地方自治に關する争は先づ自治の元素を含む處の行政機關即ち郡參事會及び縣參事會をして裁決せしむるの主義を採れり故に李國の如く地方に特別ある裁判所を設置せざるも地方自治の事件は先づ地方自治機關をして裁決せしむること李國に同じ

我國の行政裁判所は長官評定官并に書記を置く然れども法律は其人員を定めず是れ事務の繁閑に従ひ勅令を以て之を定むべきものとせるあり而して勅令の定むる所に依れば現今評定官の定員十一名書記十五名なり  
行政裁判に於ては通常裁判の如く第一審控訴上告等の制を設けず唯一の裁判所あるのみ又行政裁判所の判決に對しては再審を許さず而して又行政事件は其關係實に煩雜にして且公益に關すること多きを以て行政裁判所の判事は思慮精熟法律の學識あり且裁判事務及び行政事務に練達し

たる者あるを要す故に長官及び評定官は年齢三十歳以上にして五年以上高等行政官若しくは裁判官の職を奉じたる者にして總理大臣の上奏に依り任命さるゝものにして長官は必らず勅任評定官は勅任若しくは奏任たるを要す尤も書記は長官の判任するものとす

凡そ裁判官たるものは其地位獨立にして且威嚴を有するものあらざるべからず而して行政訴訟は行政處分に對して提起するものなれば其判事は特に行政權に對して獨立ある地位を有せざるべからず故に我國の行政裁判法に於て長官及び評定官は身体若しくは精神の衰弱に依り職務を採る能はざるときは行政裁判所の總會の議決に依り總理大臣の上奏に依り之を退職せしめ此他刑法の宣告又は懲戒處分に依るにあらざれば退官轉官又は停職非職を命ずることを得す尤も例外とも稱すべきは他に本官を有する者か行政裁判所の長官又は評定官を兼ねるときは唯た本官在職中此規定を適用すべく本官を免せられたるときは其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝの結果に至るとあるべし

右述べたる如く長官又は評定官は十分其他位の獨立を保つも其判事たるの職務外に於て或職務を營むときは威嚴を損し偏頗を爲すの恐なきにあらざれば其在職中公然政黨に關係し或は政黨の黨員又は政社の社員となり又は衆議院議員府縣郡町村會の議員若しくは參事員となることを得す又兼官の場合を除くの外俸給或は金錢の利益ある公務に就くこと及び商業を營み又は其行政上の命令を以て禁じたる業務を營むを得ず

右述べたる如く長官及び評定官は其地位獨立にして威嚴を損するか如き事業に關與するを得ざらしむると雖も尙ほ實際其職務を採るに當て其裁判事件に利害の關係を有するときは不公平を爲すの恐及び不公平を爲すの嫌疑を生ずるの恐あり例へば裁判すべき事件は自己の父母兄弟姉妹若しくは妻子の身上に關するるとき又は裁判すべき事件か一人の資格を以て意見を述べたるもの又は理事者若しくは代理者職務外の地位に於て取扱ひたるものに關するるとき及び裁判すべき事件か行政官たるの資格を以て其處分又は裁決に關したるものなるときは長官及び評定官は裁決の評議及

以議決に加はるを得ず以上の場合には原告又は被告は原因を明舉して文書又は口頭を以て長官及び評定官を忌避することを得而して原告又は被告より忌避の申立を爲したるときは行政裁判所は其忌避する處の本人を回避せしめ果して忌避すべきものなりや否やを議決す又原告被告が忌避の申立を爲すの外長官又は評定官より忌避若くは除斥の原因に付て申出づるとき又は其他の理由に依り長官又は評定官が裁判の評議及び議決に加はるを得ざるの疑あるときは行政裁判所は其本人を回避せしめて之を議決す

行政裁判所の裁判は合議にして裁判官又は評定官を合せ五人以上の列席を要すと雖も議決は過半数に限るを以て列席員は必らず奇數ならざるべからず故に若し其列席員偶數となりたるときは官等の最も低き者を其議決より除き若し其官等相同しきときは其任官の後ある者を議決より除く裁判長は必らずしも行政裁判所長官に限らず長官は自から裁判長とあることあり又は評定官中官等の最も高き者に裁判長を命ずることを得而して

て官等の同等ある者二人あるときは其任官の順序に依て其裁判長を定む長官は自から故障あるときは官等及び任官の順序に依りて已の職務を代理せしむるを得而して其長官の職務を擧ぐれば左の如し

長官は行政裁判所の事務を總理し行政裁判事件の掛評定官を定め又一事件毎に審判の爲めに掛評定官の外專理委員を選定することを得此の他長官は總會議の議事を整理する職權を有す總會議とは評定官總員の會議を云ひ其總員の三分二以上列席するにあらざれば議決を爲すを得ず此の他尙ほ法律命令の範圍内に於て事務取扱の順序方法を定むるも亦長官の職權に屬す然れども法律の定むる處に依れば行政裁判所に於て部を分つの必要あるときに其組織及び事務の分配行政裁判の庶務規定並に書記の職務は勅令を以て定むべきものあり尤も長官は此勅令の範圍内に於て事務取扱の順序方法に關する規定を設くるを得るは言を跋たざるなり又書記の職務に關する規定は行政裁判所之を定むべき者なるか故に長官一人の職權に屬せず

此他法律命令の範圍内に於て行政裁判所の職權に屬せる事件に關し告示を發するも亦行政裁判所の職權に屬し總へて行政裁判所全體に關することは總會に於て評定官の議決に依て定めざるへからず

### 第三章 行政裁判所の權限

行政裁判所の權限を定むるに概括法及び列記法の二種あり佛國に於ては概括法に依る概括法とは行政の性質に依り通則を以て其權限を定むるものにして總へて其通則に包括すべき事項は行政裁判所の職權に屬す故に佛國行政裁判所の職權は甚だ廣く總へて行政の行爲に付て起る行政事件は行政裁判所に訴ふるを以て通則とす然れども法律を以て或事項は行政裁判所に屬すべきものを通常裁判所に屬せしむるものあり又縣參事會の之を定めずして特に其事件を掲出せるを云ふ故に佛國にては悉く概括法に依るにあらすして概括法を主とし或場合には列記法を用ゆ幸國は之に反し列記法を以て行政裁判所の職權を定め高等行政裁判の職權も亦縣

及び郡參事會の行政裁判の職權も亦法律を以て特に其事項を明示し其列記なきものは假令行政處分に對して起る争と雖も行政裁判所に屬せず然たども此列記法に於ても或事項に付ては概括法を用ひたり即ち警察に關する事の如き是かり是れ列記法内に於ける一部に付ての概括にして此の如く列記法を主として行政裁判所の職權を定むるときは行政處分に依て權利を害せらるゝも尙ほ行政裁判所に訴訟を提起するを得ざる場合あり故に行政法上人民の權利を保護する點より云へは概括法を以て其權限を定むるに若くはなし然れども概括法を以て其權限を定むるときは公益の點を主とする處分にして行政の行爲を牽制するの恐あり故に列記法に於ては公益の點を主とし行政處分に付て判斷を下すべきときは之を行政裁判所の職權に屬せすして行政訴訟の事項とし行政の組織内に於て裁決を爲さしむ幸國に於ては法律を以て行政裁判に屬すべき事件と行政訴訟に屬すべき事件との區別を爲し其行政訴訟に屬すべき事件は行政裁判を許さざるを以て通則とす

我國の行政裁判法第十五條は行政裁判所は法律勅令に依り行政裁判所に  
出訴を許したる事件を裁判すと規定せられたり左れば行政法に付て起る  
争の裁判は悉く行政裁判所の裁判權に屬するにあらずして特に法律勅令  
に依り出訴を許したる場合に限り出訴するを得るや明かなり故に行政處  
分に依り一個人又は法人か其權利を害せられたりとするも法律勅令に於  
て特に出訴を許す場合にあらざれば出訴する能はざるなり此の如く我國  
の行政裁判法は列記法に依り行政裁判所の裁判に屬すべき事件は特に法  
律勅令に於て列記する方法を採れり然れども行政の或一部の事項に付  
ては概括法に依りて行政裁判所の裁判權を定めたり法律第六六號に依れ  
ば海關稅を除くの外租稅及び手数料に關する事件租稅怠納處分に關する  
事件營業免許の許否又は取消に關する事件水利及び土木に關する事件土  
地の官民有區別の査定に關する事件に付ては法律勅令に別段の規定ある  
ものを除く外行政廳の違法處分に依り權利を毀損せられたりとするもの  
は行政裁判所に  
出訴するを得と定めたり以上の事件は即ち行政全體の一

部の事項に付ては法律勅令を以て特に取除を爲したるものを除くの外行  
政訴訟を許すか故に行政裁判所の職權に付て見れば此の五の事件の場合  
には一定の行政事項を包括して其事項に付て行政廳の違法處分に依り權  
利を害せられたりとする訴訟は行政裁判所の管轄に屬するものとす而し  
て行政全體より見るときは列記法亦れども此の一部の事項に付て見ると  
きは其一部の事項を總へて包括して其權限を定められたれば概括法なりとす  
或人曰く我國行政裁判所の職權は列記法に依て定めたるにあらずして概  
括法に依て定めたるものなり即ち前述せる五の事項に付ては總へて法律  
勅令に取除を爲すの外行政廳の違法處分に依り權利を害せられたりとす  
るものは出訴するを得るが故に行政裁判所の職權に付て云へば此五事件  
の訴訟に付ては總へて裁判權を有するを以て概括法に依て裁判所の權限  
を定めたるものなり市制町村制及び郡制府縣制等に於て特別の事件に付  
き行政裁判所に  
出訴し得ることを列記する場合多しと雖も此特別の事件  
は其性質に付て見るときは皆右に述べたる五事件の中に概括し得べきも

のありと然れども是れ大なる謬妄にして市制町村制及び郡制府縣制等に行政訴訟を許す事の中には右の五事件に屬せざる性質のもの甚だ多し今其一二の例を擧ぐれば町村制第五條に依り甲村と乙村との境界に關する爭論は順次に訴願手續を経て行政裁判所に出訴することを得と雖も此場合は法人と法人との土地に關する爭ふれば右の五項中に概括すべきものにあらず又町村制第二百二十八條に依り町村長助役等か府縣知事又は郡長の懲戒處分に對して行政裁判所に出訴する場合も亦右の五事件中に包括するを得す此他尙ほ之れに類似のもの甚だ多く今悉く之を列擧するの違なしと雖も右の二例に依て見るも行政裁判所に出訴し得べき場合は右の五事件に包括するものに限らざるあり左れば列記法中に於て行政の一部の事項に付て概括法の規定あるを見て直ちに行政裁判所の職權は概括法ありと斷言するは速了の見解たるを免れざるものなり

次に法律第六號に「法律勅令に別段の規定あるものを除く外左に掲ぐる事件に付き行政廳の違法處分に依り權利を毀損せられたりとするものは

行政裁判所に出訴することを得」と定められたり故に茲に行政法上の權利あるものは私法上の權利と其性質大に異なることを一言せんとす

總へて人民の權利は主權者なる國家の命令に基くものにして慣習法は既に成立する慣習を國家の命令を以て認めたるものあり故に法律上國家の命令に依らざる權利なし私法上の權利は權利者の意に反して義務者の隨意に變更するを得ざるものにして國家は權利者義務者の局外に在て其權利を保護す然るに行政法は國家と人民との關係を定むるものなれば人民か國家に對し權利を有する場合には對手は主權者ある國家にして國家は人民の權利を定むるの權を有するものなれば其命令を以て國家に對する人民の權利を廢止變更するを得へし然るに前述せる如く對手か權利者の意に反して廢止變更し得る權利は所謂私法上の權利にあらず此の如く私法上の權利との行政法上權利のには差異ありと雖も立憲制の國家に於ては其憲法に於て立法と行政の權限を確定し行政機關は立法及法律の制限内に於て活動するものなれば憲法及び法律に於て確定せる人民の國家に

對する權利は行政機關の之を侵すを得ること猶ほ私法上に於て權利者の意に反して義務者が其權利を動かすを得ざるか如し

行政裁判法第十七條に於て行政訴訟は法律勅令に特別の規定あるものを除くの外地方上級行政廳に訴願し其裁決を経たる後にあらざれば之を提起するを得ず各省大臣の處分又は内閣直轄官廳又は地方上級行政廳の處分に對しては直ちに行政訴訟を提起するを得各省又は内閣に訴願を爲したるときは行政訴訟を提起するを得すと定められたり依て是より本條の意義及び行政訴訟と訴願の差別及び訴願と請願の區別を説述せん

本條に規定せる如く法律勅令に特別あるの外地方上級官廳の裁決を経たる後行政訴訟を提起するを通則とすと雖も各省大臣の處分内閣直轄官廳に對して訴願を爲す處は内閣なり然れども内閣に訴願を爲したるときは行政訴訟を提起するを得ざるを以て是等の最高の行政官廳の處分に對しては固より直ちに行政訴訟を提起するを得又地方上級官廳の處分に對して訴願する處は各省又は内閣なり然れども各省又は内閣に訴願を爲した

るときも行政訴訟を許さざるを以て地方上級行政廳の處分に對しても亦直ちに行政訴訟を提出するを得是れ訴願を爲して後に行政訴訟を爲し得るとの一般の通則に對する例外なりとす

行政訴訟と訴願との區別

行政訴訟は法律勅令に特例なき場合及び一定の場合を除くの外行政廳の違法處分に依り權利を毀損せられたりとするときに提起するを得るものあり故に行政訴訟は行政廳の違法處分に對して提起するものにして立法機關又は司法機關の違法處分に對して提起するものにあらず然らば處分とは何ぞや處分とは行政事項を各個の場合に實施する行政行爲を云ふものにして行政行爲の全體を指すものにあらず故に行政廳の發する通則の行政命令は處分にあらざるを以て行政訴訟を提起するを得ず又此處分は違法の場合に限るを以て行政處分に依りて利益を害せらるゝも必ずしも之を理由として訴訟を提起するを得ず其處分は必ずや違法ならざる可らず違法とは常に法律に違背する場合のみならず通則命令に違背せ



る場合をも包含す故に行政裁判所は通則の命令は法律と同一く之を解釋適用するの義務あり此の如く行政訴訟は必ず違法處分に對して提起するものにして其處分は或は直接に法律を執行し或は獨立の通則命令を執行し又は法律を施行する爲めの通則命令を特定の場合に執行するものなり然れども或人は行政訴訟は總へて法律を執行する爲めに發したる通則命令か法律に違背して之を特定の場合に應用したるときに提起すべきものとす云へり然れども是れ誤謬の甚しきものにして行政處分とは必ずしも法律を行ふ爲めの通則命令を應用することに限るにあらず法律を行ふ爲めの通則命令とに直ちに法律を行ふ場合あり

行政の獨立命令か憲法に違背せるの故を以て裁判所は其適用を拒むを得ず裁判所は憲法上相當の手續を以て發布せられたるものは其適否を審査するを待す是れ憲法上相當の手續に依り發布せられたるものなるときは裁判所は其法律を審査するを得ると同じ然れども法律を執行する爲めに發せる通則命令か明かに法律に反し行政處分か此通則命令を適用した

るときは行政裁判所は法律に依て裁判すべきや其通則命令に依て裁判すべきやと云ふに法律に依て裁判すべきものとす

行政訴訟は一定の場合の外行政廳の違法處分に依りて權利を毀損せられたりとする場合に限り訴訟も亦行政の處分に對して提起するものにして高等の行政官衙は下級官衙を監督して下級官廳の不當處分を停止又は取消さしむるの權を有す故に某官廳の違法處分に依り權利又は利益を害せられたりとするものは其處分の停止又は取消を高等の監督官廳に請求するを得訴訟は即ち高等の官廳か下級官廳を監督するに依て生ずるものあり然れども我國の現行法は訴訟は法律勅令に別段の規定あるものを除く外左に掲ぐる事件を提起するを得と規定せられたり即ち

第一 租税及び手数料の賦課に關する事件

第二 租税怠納處分に關する事件

第三 營業免許の許否又は取消に關する事件

第四 水利及び土木に關する事件

## 第五 土地の官民有區分に關する事件

## 第六 地方警察に關する事件

と定めあり此場合に行政處分に依り權利又は利益を害せられたるときは總へて訴願を提起することを得

此の如く我國の法律は訴願を爲し得る場合も亦列記法に依て定めたることと帝國と同じ此の如く訴願を爲し得る場合は列記法に依て制限せらるゝと雖も訴願は行政訴訟の如く權利を害せられたりとする場合に限らず既に述べたる如く上級の官廳か其監督權に依り下級官廳の處分か法律に遵據したりや又は公益上に適當の處分なりや否やを審査することを得故に法律に於て上級官廳の監督權を制限せされは訴願は此兩點に付て提出することを得

又行政訴訟は行政處分に依り權利を毀損せられたりとする場合に限る故に行政機關か法律の範圍内に於て自由の處分を爲し得る場合には行政訴訟を提起するの理由あしと雖も行政訴願は此場合に於ても利益を害せら

れたりとの理由を以て訴願を爲すことを得

此の如く行政訴訟と訴願は横狹の差異あるのみならず其手續及び判決の効力に於ても差異あり行政訴訟は民事訴訟に於ける如く原告の對審を爲すを要すと雖も訴願は對審を要せずして判決するを通例とす然れども行政廳に於て必要と認むるときは對審を爲すことなきにあらず又訴訟と訴願とは其判決の効力に付ても差異あり行政裁判所の判決は民事訴訟に於ける如く動すへからざるものなるも訴願は上級官廳か下級官衙の處分に於て判決を下すものにして固より一の行政處分に過ぎされは一般訴訟の原則に依らず原告の對審を要せず訴願者の請求に依り判決を下すを通例とす其判決は法律か明かに訴願權を制限せざる場合に於ては順次最高の官廳迄訴願すべき性質のものにして其判決に付て不服あるときは議會に請願するを得へし

訴願と請願との區別

訴願と請願の差異を述べれば訴願は既に述べたる如く行政處分に對して

爲し得るものにして總へての行政行爲に對して爲し得るものにあらす又其處分は未來の處分にあらすして既に爲したる處分あらざるへからす其他の差異は訴訟と訴願の區別に付て述べたれば今別に之を述べず之に反して請願は其請願する事項は既に爲したることの取消改正又は將來の事に付て爲し得るものにして既往未來に及ぶものなり又事柄の性質に付て見れば行政の事項に付ても立法の事項に付ても請願することを得又其請願する官府に付ても制限なく立法府又は行政府に請願するを得るものなり是れ其訴願と請願の主なる區別なり

是より行政裁判法第十六條に付て述べんとす同條に曰く「行政裁判所は損害賠償の訴訟を受理せず」と今是を講説するに先ちて參照の爲め、佛兩國の制度に付一言すへし

佛國に於ては國家は一定の場合を除き公法上官吏の越權怠慢の行爲に依り生したる損害賠償の責に任せず換言すれば國家は一定の場合を除く外官吏か其職權を執行するに付て生したる損害に對して賠償せずとの意義

なり國家か一般に損害賠償の責に任ずる場合は其私法上の資格に於ける場合に限り即ち國家を私法上の法人と見做す場合に限り國家に對する損害賠償の訴訟は通常裁判所の管轄に屬す又官吏か損害賠償の責に任ずるも亦官吏を一個人と見做す場合に限り官吏は官吏として其職權を行ふ爲めに生したる損害賠償の責に任せざるを以て通則とす故に官吏に對する損害賠償の訴訟も亦民事上の訴訟と見做すべきものにして通常裁判所の管轄に屬す

佛國に於ても一定の場合を除き官吏か國家の行政權を行ふに付て生したる損害賠償の責に任せざるを以て通則とす然れども佛國にては行政裁判所と通常裁判所の管轄に付て見るに國家に對する損害賠償の訴訟にして行政裁判所の管轄に屬するもの少なからず故に佛國の行政裁判所の管轄と大に異なる處あれば此を以て彼れを例するを得すと雖も官吏に對する損害賠償の訴訟は佛國に於ても一般に通常裁判所の管轄に屬し其訴訟を以て私法上の訴訟と見做すこと明なり

我國に於て法律に於て國家に對し損害賠償の訴訟を提起するを許す場合には之を通常裁判所の管轄に屬せり而して此の如く法律に於て明かに國家に對し損害賠償の訴訟を提起するを許せる場合を除く外國家は其官吏か其職權を行ふ爲めに生したる損害賠償の訴訟を許さず凡て國家に對して損害賠償の訴訟を許すは國家を以て私法上の資格と見得べき場合に限り而して又官吏は官吏たるの資格に於て其職權を行ふ爲めに生ずる損害賠償の責に任すべきものにあらす官吏か其行爲に付き損害賠償の責に任するは一私人と見做すべき場合に限るものとす故に國家又は官吏に對する損害賠償の訴訟は私法上の性質の者にして其裁判は通常裁判所の職權に屬すべき者あり而又我國の行政裁判所と通常裁判所の職權の區別は法律を以て特に例外を設けたる場合を除き公法私法の差に基きたるものなれば國家又は官吏に對する損害賠償の訴訟は即ち私法上の性質の者にして行政裁判所の職權に屬すべきものにあらす故に行政裁判法に於て行政裁判所は總て損害賠償の訴訟を受理せすと定めたり

次に行政裁判所の裁判と民事裁判所の裁判との關係に於て説述せんとす行政裁判所と民事裁判所は法の性質に依て其權限に差異あり故に民事裁判所と行政裁判所と同一の訴訟に於て裁判權を有することなし然れども民事の訴訟即ち私法上の性質の權利の争か行政裁判所又は行政の事件と關係を有することなきにあらすと雖も通常裁判所と行政裁判所又は行政の權限は此關係に依て動かさるべきものにあらす今之を例示せんに同一の事件か刑事及び民事の訴訟を生ずることあると同一の事件より行政法上及び私法上の訴訟の起ることあると同一の事件に於て兩裁判所か裁判權を有するにあらす訴訟は二個にして決して相關渉するものにあらす故に此場合に於ける兩裁判所の判決は全く獨立ありとす例へは民事の訴訟に於て要求成立せすと雖も行政裁判所に出訴して目的を達することあるへく此場合に於ては同一の事件上に二個の權利存立するものにして其權利は二個全く別物と見做さるを得す  
既に前述せるか如く同一の事件より三個の性質の異なる訴訟起るとあ

るも固より兩裁判所は獨立に之を裁判す然れども通常裁判所の裁判に於て行政の行爲を解釋し先決すへき必要ある場合に處する方法は國に依て異かれり佛國に於ては三權分離の原則に依りて通常裁判所は自から之を決するを得ず必ずや行政權即ち行政官廳の裁決を要すとせり獨逸特に幸國に於ては通常裁判所は其權限に屬する事件に付ては行政行爲の解釋及び裁決も自ら之を爲すとを得と定む例へは國家を私法上の法人と見做す場合に國家の代理者たる其官吏の取結ひたる契約は適法に取結ひたるものなるや否やに付き裁決を爲すの權を有する如きは是あり

以上縷述せる所の外行政裁判と通常裁判又は特別裁判所の關係に付て尙ほ緊要なることあり茲に甲裁判所に出訴中の訴訟は乙裁判所に出訴中の訴訟に於て定まるへき權利の成立又は不成立に關係する場合あり例を擧ぐれば或人或他人の租税を納むることを契約にて引受けたる事に付き民事裁判の起ることありて同時に或人の租税を納むる義務か争となりたる場合には第壹の訴訟は第二の訴訟に於て定まるへき義務の有無に關係す

るものとす又或場合には行政裁判の訴訟か民事裁判の訴訟の判決に關係することあり例へは行政裁判の訴訟に於て官廳と某一個人の間に道路に付て行政訴訟の起ることありて同時に某一個人が土地所有者たることとの民事の争或は訴訟ある場合には民事訴訟は行政の基礎となるものと云ふへし

我國の行政裁判法に依れば行政裁判所の職權は全く獨立にして通常裁判所の職權と相關涉せず同事件に付て兩種の訴訟起るときには各獨立に裁判を爲す然れども以上述べたる場合即ち民事裁判又は特別裁判の訴訟に於て定まるへき權利關係の成立又は不成立か行政裁判の判決の必要の條件となる場合には行政裁判所は他の裁判所の判決を待つ必要あり此時に於ては行政裁判所は行政裁判法第三十九條に依り其の裁判を中止して他の裁判所の裁判の確定を待つことを得へきものとす民事訴訟法にも凡そ之れと同一の規定あれども通常裁判所の職權に關して規定せるものあるを以て敢て茲に述べず

行政裁判法第二十條に行政裁判所は其權限に關しては自から之を決定す  
とあり即ち行政裁判所は獨立に其權限を決定する權を有す然れども行政  
裁判所か某事件を以て自己の職權に屬せるものと決定したる場合に於て  
他の獨種官廳も亦同一の事件を以て自己の職權に屬せるものありと決定  
せるときは即ち行政裁判所と他の獨立官廳との間に於て權限の争を生ず  
ることあり按するに我國の行政裁判法に於ては行政裁判所と總へて他の  
獨立官廳の間に起る權限争を裁決する方法を定めず唯獨り行政裁判所  
と通常裁判所又は特別裁判所との間に起る權限の争を採決するの規定を  
設く即ち第二十條第二項に依れば此の如き場合には其權限の争議は權限  
裁判所に於て之を裁決すとせり然れども我國未だ權限裁判所の設なきか  
故に行政裁判法附則第四十五條に於て權限の争議は權限裁判所を設くる  
迄の間は樞密院に於て之を裁決すると定む茲に參照の爲に佛國及び幸國  
に行はれたる權限裁判の組織及び現行の權限裁判所の事を述へ然る後我  
國の權限裁判の事に付き一言すへし

權限裁判所の組織に凡そ四種あり左に追次臚述せん

第一 君主國に於ては君主之を裁決し共和國に於ては裁決權を立法機關  
に屬することあり佛國に於ては千七百九十年の法律を以て權限の争は内  
閣の議を経て君主之を裁決す但し此裁決に對して立法院に上告するを得  
へしと定めたり又幸國に於ては千八百二十八年の勅令を以て權限の争は  
閣議を経て國王之を裁定すと定めたり此第一種の方法は國家の統治權を  
總攬せる者か獨立に行政及び司法機關の間に起る權限争を裁決するもの  
かれは頗る適當なるものにして毫も非難すべき點なきか如く見ゆ然れ  
ども實際は最も不適當のものなりとす何となれば君主は行政の輔佐に  
依り其争の裁決を與ふるを免れす是れ即ち法律問題として裁決を爲すに  
あらずして寧ろ政治問題として之れを爲すものかれはなり

第二 總へて法律上の争は之れを司法權に屬すへしとの主義に基きたる  
ものあり故に行政及び司法の間に起る權限争も法律上の争かれは通常裁  
判所に屬すべきあり此方法も論理上より云へば批難すべき點なきにあら

す行政と司法の権限争は他の一般の私法上の争又は公法上の争と同じか  
らす一般の争の場合には裁判所は甲乙對主の局外に在りて全く争の局外  
に在る故に固より権限の争の場合とは同じからず権限の争の場合には唯其  
事柄が適法あるや否やを争ふのみならず對主なる裁判所か我が權を奪ふ  
たることを争ふものあり故に通常裁判所の管轄に屬するときは争の對主  
をして自ら裁判せしむるものなり此制度は獨逸の各邦中の小邦和蘭伊國  
及び英國等に行はるゝものなり然れども佛國の如く三權分離獨立を憲法  
の一大主義として行政權司法權の職權を定むるか如き國及び暹國の如く  
行政權の強大なる國は採用することを得ず

第三 此方法は權限争の裁決を行政機關に屬するものあり即ち參事院樞  
密院佛國第一の共和政府の時に參事院に屬す伊國も此方法を採用せしか  
其後之れを廢せり此制度も亦第二の方法と同じく争の對主なる行政權の  
一部をして裁決せしむるものなり是れ亦第二の方法にて述べたる批難を  
免れざるのみならず其他行政機關をして掌らしめは其争を法律上の争と

して裁決せず政法上よりして裁判するを免れず故に此方法を採用すると  
きは通常裁判權に最も緊要ある獨立を害するを以て最も不適當なる制度  
あり

第四 特別なる權限裁判所を組織し之れに行政司法權限の争を掌らしむ  
るものあり此裁判所は通常裁判所の判事及び行政官吏數名を以て組織す  
るを以て司法權及び行政權の獨立を以て主義と爲す國柄に於ては此制度  
を比較的完全なるものとす佛國一千八百四十八條の憲法にて此方法を  
採用し其翌年法律にて此裁判所の組織を定めたり然れども一千八百五十  
二年の憲法改正により之れを廢止し又た參事院をして裁判せしむる方法  
を採れり而して一千八百七十二年の法律を以て更に特別の權限裁判所を  
組織せり思ふに我國の如く憲法に於て行政司法獨立の主義を採用する所  
にては行政司法の權限争を裁決するは特別の裁判所を設くるの必要あり  
而して之れを組織するに當りては第四の方法に依るを適當と爲さるるを  
得ず

參照の爲め現今佛國及び李國に行はるゝ處の組織の大体を述ふへし  
現今佛國の權限裁判所は左の人員を以て組織せり

第一 司法大臣を以て所長とす

第二 參事院議官の選舉する二名の參事院議官

第三 大審院判事の選舉する三名の大審院判事

第四 以上に述べたる方法により選舉せられたる判事の選舉する副所

長一名二名の判事二名の補欠判事

權限裁判所の判事は三年毎に改選し且再撰するを得るものとす權限裁判所の檢事の職務は二名の政府委員をして之れを掌らしめ二名の政府委員は大統領選舉し其任期は一ヶ年とし而して其中一名は參事院議官補より選任し他の一名は大審院檢事補より選任し此他二名の檢事補欠員を選任し此補欠員は檢事の故障ある場合に其職務を採る者とす裁判の開廷は判事五名の出席を要す權限裁判所は參事院議官の大審院判事とを以て組織す而れども裁判を開くに此兩種の人員の同數の出席を要せず敢て差支な

し  
李國に於ては一千八百四十七年佛國に行はるゝ處の行政上分離の主義を採用し判事及び行政官吏數名を以て組織する特別權限裁判を組織せしか其後獨逸帝國裁判所構成法に於て權限裁判に關する通則を定め各邦權限の裁判は其通則に依ることとせり故に李國も之れに従ひ從來のものに改正を加へたり此裁判所は十一名の判事を以て組織す其中六名はヘルリッ高等裁判所判事たるものより任命し他の五名は高等行政官又は判事たる資格を得たるものを以て任命し但し他に本官を有し兼任のものは其任期間本官なきものは終身官とし凡そ通常裁判所判事と同一の手續に依らざれば轉官停職免職又は減俸せらるゝこととし裁判の開廷は判事七名の出席を要す而して其裁判事務取扱規則は内閣の認可を得て裁判所之を定む者とす

權限の争に積極的と消極的とあり積極的權限争は行政司法各同一の事柄を自己の管轄に屬するものと主張する場合を云ふ之れに反して消極的權



限争は行政司法の雙方共に其職權に屬せざるものとして其事項に付て裁判又は處分を拒絶する場合を云ふ  
積極的の争は何人か提起し得るや司法行政共に争を起し得るやと云ふに司法は争を起すことを得ず單に行政のみ提起することを得佛國にては縣知事パリスにては警視總監も此争を提起するを得字國にては司法より權限争を提起せず之れを提起するは必ず一定の行政機關に限る即ち中央行政官廳州の諸官廳か(縣知事も包含す)提起することを得るなり  
如何ある事柄に付て權限の争を提起することを得るやと云ふに刑事に付ては字國にては提起せず提起することを得るものは行政事項に就ての争に限る佛國に於ては已に述べし如く三權分離を基礎として行政分離の基礎を爲すか故字國にて通常裁判所に屬すへきものも佛國にては行政に屬せざること多し字國と佛國とは行政司法の區分の點に差異あり故に字國にて行政裁判所に屬せざること多し佛國にては屬すると多し然れども重罪裁判に付ては權限争を起さず又た一定の場合を限り輕罪裁判に付き起す

ことを得故に一般に權限争を起すは民事裁判に於て行政權に屬するものを取扱ふと爲す場合なり此争を起すに付ては之れを取扱ふ事件行政に屬する場合に限らず一の訴件に付行政の行爲を解釋し裁決するを要する場合にも亦た提起することを得始審裁判所控訴院にも提起することを得るも裁判確定すれば提起する能はず

消極的の權限争の場合には實は直接に司法行政の間には争なきも雙方共に同一の事件を其管轄に屬せしめて受理せざるものなれば争を起すものも異なり字國にては行政官廳裁判所の雙方に於て事件を却下せられたる當事者に限り佛國にては亦行政官廳裁判所雙方に於て訴件を却下せられたる當事者之を提起するを得而して國家の利害に關する事件あれば其事件を管轄する大臣提起することを得

我國の權限争の制は行政裁判法第二十條に「行政裁判所は其權限に關しては自ら之を決定す」と第二項には「行政裁判所と通常裁判所又は特別裁判所との間に起る權限の争議は權限裁判所に於て之を裁判す」と又た第四十五

條に於て第二十條第二項に於て「權限の爭議は權限裁判所を設くる迄の間は樞密院に於て裁定し裁定の手續は勅令を以て定む」と規定せられたり是等の條文に依れば我國にては特別の裁判所を設くるを目的とすれども未だ其運ひに至らて先づ樞密院に屬するあり此制は法律問題を裁決する點より是れは最も不適當なる者あり而して右の條文に依て見れば現今我國の制度は行政全體と司法との關係に付て定めたる者にあらずして唯通常裁判所と行政裁判所との爭議にのみ付て權限争の事を定めたるものあり我國にては其間の争のことに付て假りの制度を設けたり幸國にては行政裁判所か其管轄に屬するものと主張するとき行政官府權限争を起すものにして行政裁判所か直ちに司法裁判所に向て起さす我國にては行政權と司法權との間に起る争に付ては何等の規定なし故に主權論に依り天皇陛下か統治權を總攬せらるるものなれば此場合には天皇陛下の裁判を仰くべき者なりと論ずる者あれども法律問題を裁決するは論理上批難を免れざるものあり此ことば已に述べたるを以て今茲に再述せす

#### 第四章 行政裁判の手續

裁判は原告被告雙方の權利義務に付き判決を下すものなれば當事者雙方其權利を主張する爲めに事實上及び法理上必要の事柄を提出することを得せしむるには一定の裁判手續を必要とす而して一定の裁判手續に依らされは裁判所は必要ある理由を得ること能はず又一定の手續に依り裁判せされは充分の信用を得へからず是れ訴訟手續を必要とする所以あり裁判手續には原告被告の當事者を定むるを要す刑事に就ては檢事を以て原告とす尤も此場合は形式的なれども民事の訴訟に於ては一己人か各自の權利義務に付争を爲すものなれば其原告被告の差別は實質的のものなりとす

民事訴訟の場合には裁判所自から進んで訊問を爲さず訴訟を提起する者ありて之に依て判決を下すものなり行政訴訟も亦權利を侵害されたりとする者訴訟を提起し裁判を請求する場合に於て裁判所は判決を下すものにして其裁判の手續は民事訴訟の原則に依りたる點多し然れども行政裁

判に於ては民事裁判に於ける如く原告被告が各自の権利義務に付て争ふ場合なきにあらざれども行政訴訟多數の場合に於ては一己人が行政官廳の處分に對して訴訟を提起するものにして民事訴訟の原告被告とは自から其性質を異にす即ち原告は行政處分に依り權利を侵害せられたるに依り行政官廳の處分に對して裁判の判決を請求するものにして此場合には民事訴訟の如く對手の雙方が自己の權利義務に付て争ふものにあらずして國家行政機關と一己人間の争あれども訴訟の形式上に於ては猶ほ一私人間の訴訟の如く原告及び被告として裁判を爲す

被告たる行政官廳は其官吏又は其申立に依り主務大臣より命したる委員をして訴訟代理を爲さしむることを得而して此代理人は委任狀を以て其代理人たることを證明するを要す此他總ての代理人に關して特別の規定設けあらざるを以て民事訴訟法に依るべきものとす然れども行政裁判所又は行政訴訟の辯護人に付ては特別の規定を設けたり即ち行政裁判所の辯護士たる者は行政裁判所の認許したる者に限るものとす此事に付ては

別に述ふべきことかし唯た特別の規定あるを知れば足れり

行政裁判は公の利害に關すること最も多し故に官廳を相手取る場合に於ても他の行政部の利害に關すること少なからず然れども又行政裁判に於ては公益を代表すべき檢事の制を設けず故に主務大臣は必要と認むる場合には公益を保護する爲めに委員を命し審廷に差出すの權を有す而して又行政裁判所は判決を下す前にその委員をして意見を陳述せしむることを要す此の如く行政裁判は公の利害に關すること少なからざるのみならず民事訴訟の争に比して第三者の利害に關すること亦少なからず故に行政裁判所は訴訟の審問中其事件に利害の關係ある第三者を訴訟に加はらしめ又は第三者の願に依り訴訟に加はることを許可するの權を有せり而して此の如く第三者を訴訟に加はらしめたる場合には行政裁判所の判決は第三者に對しても亦効力を有す即ち其判決は又第三者を拘束するものあり

前述せる如く行政裁判所が第三者を訴訟に加はらしめ若しくは訴訟人の

願に依て第三者を加はらしむるは事實上及び法律上第三者が訴訟に必要な事柄を提出し得るときに於てせざるべからず而して第三者を訴訟に加はらしむるの目的は同一の権利關係に付きて訴訟を數回提起することを省畧するに在るものなり例へば道路修繕の義務に付き行政官廳が數人に對して或處分を爲したる場合に此處分に對して其一人が行政訴訟を提起する場合に同一の處分を受けたる他の者も亦此訴訟に付て利害の關係を有するものされは第三者の願に依り或は行政裁判所の命令に依て其訴訟に加はらしむることあり

既に述べたる如く行政訴訟は一定の場合を除くの外行政處分に依り權利を害せられたりとする者の提起するものされは訴訟手續は民事訴訟法に基きたること多く權利を侵害せられたりとする場合に訴訟を提起すべきや否やは當事者の隨意ありとす而して行政裁判所は民事訴訟の原則に依り訴訟の提起に依て裁判を爲すべきものにして其判決は唯だ原告被告雙方及び要求したる事件にのみ及ぶものとす而して又一たひ訴訟を提起し

たる後訴訟の願下又は權利の放棄又は和解に依て訴訟を終止すべきや否やは行政裁判法に於て之を規定せずと雖も行政訴訟手續に關し行政裁判法に規定なきものは行政裁判所の定むる處に依り民事訴訟に關する規定を適用し得るを以て裁判を終止することを得べきや疑なし

次に行政訴訟提起の期日に付て述べんとす此期日に付ても行政裁判法に特例を設けたる外は民事訴訟法の原則に依るべきものにして一定の期日を怠る者は行政訴訟提起の權利を失するものとす行政訴訟は行政廳に於て處分書若くは訴願に對する裁決書を告知したる日より六十日以内に提起すべきものとす此日限を經過したるときは行政訴訟を提起するの權利を失ふ然れども六十日は一般の期限にして法律又は勅令に特別の規定を設け此期限を伸縮せる場合は例外ありとす而して又訴訟提起の日限及び其他行政裁判法に依り行政裁判所の指定せる日限の計算は民事訴訟法の規定を適用すべきものとす

行政訴訟は必らず文書を以て行政裁判所に提起すべきものにして其訴狀

は左の事項を記載し原告の署名捺印するを要す

- 第一 原告の身分、職業、住所、年齢
- 第二 被告の行政廳又は其被告
- 第三 要求の事件及び其理由
- 第四 立證
- 第五 年月日

右の條件を具へたる訴狀に原告の經歷したる訴願書、裁決書并に證據書類及び被告に送付する爲めに必要な文書の副本を添へて差出すを要す。行政裁判は又民事及び刑事裁判の如く口頭對審裁判を公開するを以て通則とす然れども訴訟の提起は必らず文書を以てせざるへからず故に裁判を開く前に訴訟を提起する者あれば行政裁判所は原告の訴狀に付て審査を爲し若し法律又は勅令に依り行政訴訟を起すへからざるものあるか又は適法の手續に違背せるときは其理由を付して其訴狀を却下すべく又或は訴狀の認め方方式に適合せざる場合には其訴狀を改正せしむる爲め期間を定めて之を還付すへきあり

訴訟を提起せんとするときは訴狀に必らず副本を添ふへきものあり是れ其副本は被告に送付し期間を定めて答辯書及び原告に送付する爲め必要の副本を添へて出さしむるか爲めなり此手續を経て一たひ答辯を爲したる後行政裁判所か尙は必要と認むるときは原被雙方に辯駁及び再度の答辯書を出さしむ是等附屬の文書は原告被告に送付するものなれども裁判所の意見に依り之を送付せずして裁判所内にて閱覽せしむることを得而して此の如き手續を経験しめ指定したる期日に於て原告被告及び第三者を召喚して口頭審問を爲し雙方の辯明を聞くへきものあり然れども原告被告及び第三者共に口頭審問を望まざることを申立てたる場合又は是等の者か出廷せざるときは口頭訊問を行はずして裁判所は文書に基て判決を爲すことを得又召喚の期日に原告被告又は第三者出頭せざるも行政裁判所は裁判を中止せずして之を續行す

行政裁判は公開を通則とすれども安寧秩序又は風俗を害する憂ある場合

又は行政官廳の要求ある場合には行政裁判所は公開を停むる決議を爲すの權を有す然れども公開を停むる議決を爲したる場合には公衆を退かしむる前其言渡を爲さるへからす

原告被告及び第三者は自から證據を提出すべきものなり而して文書に於て既に證據を提出すと雖も口頭辯論に於て事實上又は法律上文書に盡さる點を補足し又文書にて提出したる誤謬の點を變更し又は新なる證據を提出することを得此の如く證據の提出は原告被告又は第三者の提出すべきものなれども裁判所が必要と認むるときは是等の者に出廷を命し證據を採り證人鑑定人に證明又は鑑定を爲さしめ口頭審問の時に於て行政裁判所は自から進んで舉證の手續を爲し評定官又は通常裁判所又は行政官廳に囑託して證據を調査せしむるの權を有す斯く裁判所か證人鑑定人を呼出す場合に其證人鑑定人の義務に付ては民事訴訟法の規定を適用す而して民事訴訟法に於ては第二百八十九條以下第三百三十三條に於て其義務を規定せり

證人又は鑑定人其義務を盡さる場合には其科罰は行政裁判所自から判決すべきものとす固より民事訴訟法の規定に従ひ科罰の程度及び種類を定むるは行政裁判所の權内に在り

行政訴訟は一定の場合を除く外行政處分に對して提起するものなれば訴訟提起の爲め行政の活動を牽制し公益を害することなきにあらざれば法律又は勅令に特別の規定を設けたる場合の外は行政訴訟の爲めに行政廳の處分又は裁決の執行を停止せざるものとす其之を停止せざる爲め原告が害を受くることある場合又は事實上及び法律上の關係を變更し爲めに裁判上の不都合を來す恐ある如き場合には行政裁判所は其職權に依り又は原告の願に依りて其處分又は裁決を停止することを得此の如き理由ある場合の外は訴訟提起の爲めに行政廳の處分又は裁決の執行を停止せざるを通則とすれども裁判の判決は總へて其事件に付き關係の行政廳を拘束するの効力を有するを以て行政廳は必らず其判決に服従せざるへからす

行政訴訟は一定の場合を除く外權利を侵害したりとする行政處分の取消又は變更を目的とするものにして判決の効力は直接に行政處分に及ぶも其處分の基く通則命令に及ぶこととし換言すれば行政裁判所は處分の基く所の通則か法律に違背せる理由を以て其通則に基きたる處分を取消すを得ると雖も其判決は通則に及ばず通則は依然として存するを以て又何時にても之を適用することを得

判決の宣告書は理由を付し裁判長評定官及び書記之に署名捺印し宣告書の謄本に行政裁判所の印章を捺し之を原告被告及び第三者に交付すべきものなり而して行政裁判所の文書は通常裁判所の如く總へて訴訟用印紙を貼用するを要せざるなり

行政裁判所は唯だ東京に一個あるのみ通常裁判所の如く各地方に下級の裁判所を設置せず故に行政裁判所自から悉く判決を執行するものとすれば爲めに不便を生ずること少なからざるを以て行政裁判所は亦特例を設け其判決の執行を通常裁判所に囑託することを得せしめたり

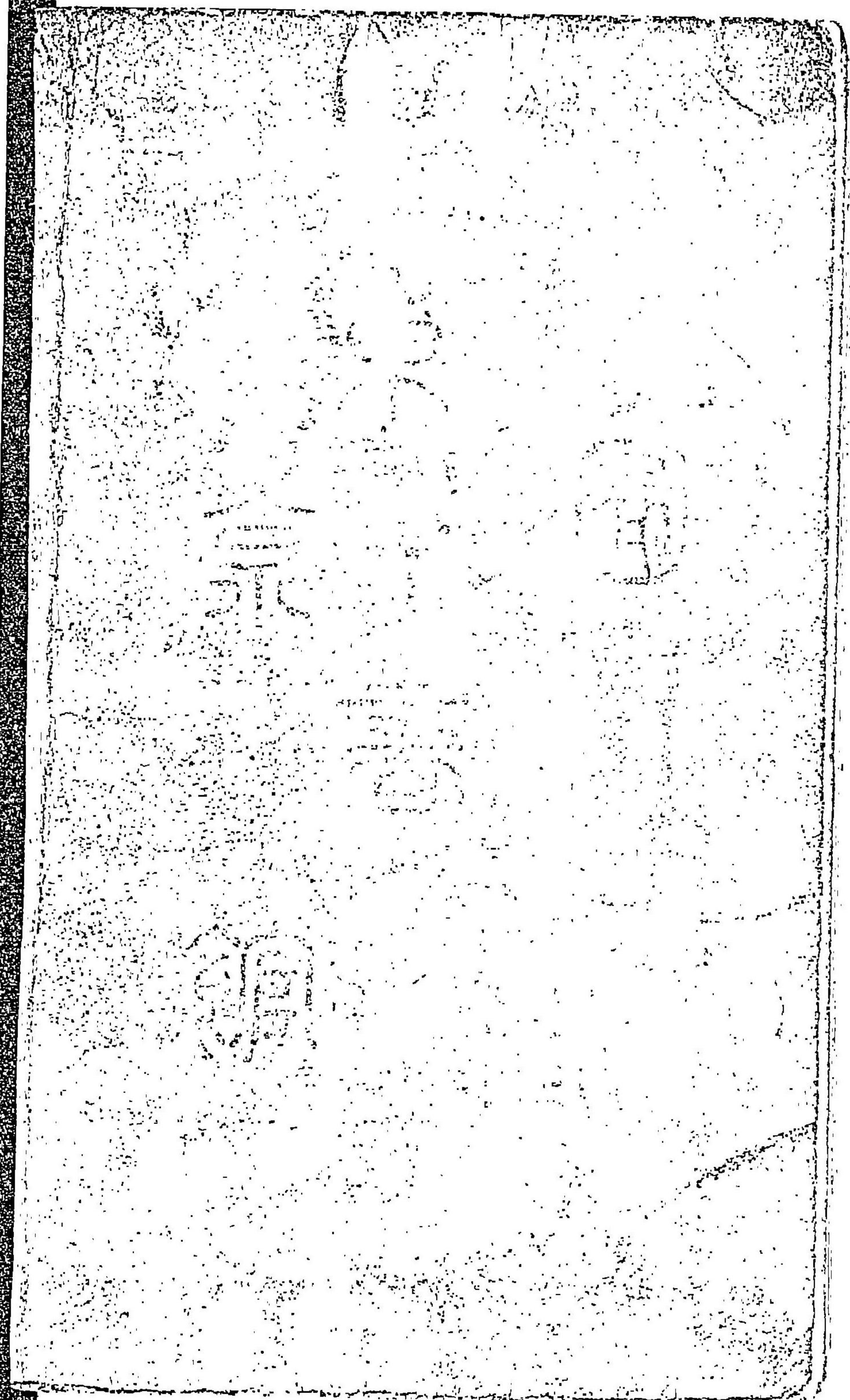
行政裁判所の訊問に對し當事者不服なりと雖も行政裁判所は固と一個の獨立裁判所にして他の裁判所又は行政官廳の監督の下に立つものにあらざれば其申立は總へて行政裁判所にて爲すべく行政裁判所は自ら之を判決するの權を有し即ち行政裁判所の判決を以て終局とし裁判の手續に付て他に救正の手續なし

以上述べたるは行政裁判法に規定したる行政裁判手續に關する要點にして此要點の外行政裁判手續に關し行政裁判法に規定なきものは行政裁判所の定むる處に依り民事訴訟法の規定を適用すべきものあり而して諸君は既に民事訴訟法を學得せられたれば余は別に其規定を講述するの必要なきを以て本講義は是れにて終局を告げんとす

## 行政裁判法講義完結

カ
95





70  
95

036378-000-8

カ-95

行政裁判法

末岡 精一/述

[M27?]

BBR-0026



力  
95

日本法律学校参考科  
十七年度讲义録

行政裁判法

末岡 措